

第 9 1 号議案 臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約

1 規約変更の趣旨

臨海部広域斎場組合が策定した「臨海斎場施設整備基本方針」に基づき、2029 年度に向けて、火葬炉や葬儀式場等の増築・施設整備を行うこととなり、その費用については、組織区（品川区、大田区、港区、目黒区、世田谷区）のそれぞれの利用実績割合に応じ、負担金を拠出することとされた。

また、臨海斎場開設に係る地方債の償還について、平成 30 年度をもって組織区の負担が完了することから、これらに伴い、組合経費の支弁の方法を定めた「臨海部広域斎場組合規約」の関係規定の見直しを行う必要がある。

規約変更に関する組織区との協議に当たって、「地方自治法」第 290 条の規定に基づき、組織区における議会の議決を経る必要があることから、本案を提出する。

2 臨海斎場施設整備

(1) 臨海斎場施設整備基本方針概要・・・資料 1 [8 月 27 日の区民委員会で説明]

(2) 品川区負担金試算（2019～2029 年度）

各区の利用料実績をもとに算出した負担率を適用して試算。

① 管理運営経費： 10,059 千円/年度（2019～2029 年度）

② 施設整備基金： 23,270 千円/年度（2019～2029 年度）

③ 火葬場整備費： 9,260 千円/年度（2026～2027 年度）

120,380 千円（2028 年度）

194,460 千円（2029 年度）

(※) 各区の負担割合・・・品川区：約 20%、大田区：約 64%、世田谷区：約 8%、
（想定） 港区：約 4%、目黒区：約 3%

3 協議内容

(1) 配布資料

- ・ 臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約・・・資料 2
- ・ 臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表・・・資料 3
- ・ 臨海部広域斎場組合規約（現行）・・・資料 4

(2) 規約変更の概要

斎場開場当時の規定を見直すとともに、増築等の費用負担について新たに規定した。

- ① 区分「管理運営経費」の負担割合等のただし書きを削除する。
- ② 区分「建設経費」に「火葬場整備事業に係る用地取得費及び整備費」を加え、火葬料の利用実績割により、組織区へあん分する旨を規定する。
- ③ 区分「建設経費」に「施設整備基金積立金（決算余剰金の積立を除く。）」を加え、葬儀式場の利用実績割により、組織区へあん分する旨を規定する。
- ④ 区分「建設経費」の「地方債の元利償還金」の負担割合等について、火葬場利用分は火葬炉の利用実績割、葬儀式場利用分は葬儀式場の利用実績割で組織区へあん分する旨を規定するとともに、ただし書きを削除する。今般の増築・施設整備においては地方債の発行を想定していないが、将来の可能性も考慮し、本規定を残した。
- ⑤ 区分「その他」の負担割合等の全文を削除する。
- ⑥ 施行日：平成 31 年 4 月 1 日

臨海斎場施設整備基本方針 ～施設整備に関する基本的な考え方～

平成 27 年度に調査委託した「臨海斎場施設整備検討調査業務委託報告書（平成 27 年 12 月・日本環境斎苑協会）」を踏まえ、今後も引き続き増加する火葬需要に対応するため、増築施設の整備方針と既存施設の修繕・更新方針を定める。

1 将来火葬需要と必要火葬炉

【将来死亡者数と将来火葬需要】

- 組織区の死亡者数：2015～'19 年平均 20,819 人/年 → 2060～'64 年平均 33,980 人/年
- 臨海斎場の火葬需要：2015～'19 年平均 8,421 人/年 → 2060～'64 年平均 13,007 人/年
- 将来火葬需要に対応するための火葬炉基数は 16 基となる。
- 2029 年に現行火葬炉 10 基での対応が限界となり、増設を必要とする。

2 増築施設の整備方針

- ◆長期的な将来火葬需要に対応する必要な諸室及び規模の施設
- ◆2030 年度の事業開始を想定した施設整備スケジュール
- ⇒火葬需要のピークとなる 2060 年までの稼働実績の把握、管理運営費等の調整が必要

3 既存施設の修繕・更新方針

【計画修繕】

- ◆施設現況調査に基づく今後 20 年間（2018～'37 年度）に必要となる修繕・更新
 - ・建物、電気設備、機械設備、防火設備等の区分ごとに算定
 - ・火葬関係設備は、炉内耐火物取替、バグフィルター取替等の区分ごとに算定

【増築に合わせた改修】

- ◆炉前階段の移設と 9 号炉・10 号炉用の出入口の設置による会葬者の動線の確保

4 概算費用（増築施設・既存施設・火葬関係設備）

- ① 増築施設の建設等費用（ケーススタディによる概算事業費）
 - ・総工事費＋設計料＋監理料＋火葬炉設備工事費＋備品等＝約 30 億円
- ② 既存施設（火葬関係設備を除く）の修繕等費用（既存施設現況調査に基づく概算事業費）
 - ・建物部分＋電気設備＋機械設備＋防火設備等＝22 億 3,800 万円（20 年間）
 - ・年平均 1 億 1,190 万円
- ③ 火葬関係設備（既存火葬炉 10 基）の修繕等費用（火葬設備調査に基づく概算事業費）
 - ・炉内台車交換＋炉内セラミック張替＋再燃炉耐火物張替＋バグフィルター交換＋触媒取替等＝7 億 417 万円（20 年間）
 - ・年平均 3,520 万円

■施設の整備場所は北側駐車場を想定

■必要な増築施設の諸室・規模

- 火葬炉：6 基
- 告別・収骨室：6 室
 - ・炉前に告別室・収骨室を独立して設置
- 式場・会葬者控室・遺族控室・僧侶控室：各 3 室
 - ・小規模（30 人程度）な式場の設置
 - ・遺族控室・僧侶控室を個別に設置
- 保冷库：16 庫
 - ・柩保管室に設置
- 火葬待合室：6 室
 - ・小規模（30 人程度）な待合室を設置

ケーススタディによる施設構造

- 2 階建、延床面積：3,388 m²
- 1 階諸室
 - 火葬炉 告別・収骨室
 - 式場 柩保管室
- 2 階諸室
 - 会葬者控室 遺族控室
 - 僧侶控室 火葬待合室

■施設整備スケジュール

- ・2018～'25 年度 斎場施設稼働実績の把握、基金積立て、都市計画交付金の調整
- ・2026～'27 年度 基本設計・実施設計
- ・2028 年度 着工。建屋を建設。
- ・2029 年度 火葬炉・式場等を整備。竣工
- ・2030 年度 増築施設での事業開始

5 施設整備に係る財源

算出した概算事業費の財源の確保について整理

- ① 増築施設の整備
 - ・増築費用のおおよそ 6 割となる都市計画交付金及び財政調整交付金の活用
 - ・「臨海部広域斎場組合施設整備基金条例」に基づく基金の計画的な積み立て
- ② 既存施設の修繕・更新
 - ・建物、電気設備、機械設備等は、使用料収入で賄いきれない不足分の費用を管理運営経費として組織区負担金で対応
 - ・火葬関係設備は、使用料（火葬料）収入で対応

補注：本資料で示している増築施設の整備方針については、他斎場の動向や事業環境の変化等を注視しつつ、必要に応じて 2024 年度～'25 年度に精査・見直しを検討することとする。

臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約

臨海部広域斎場組合規約（平成11年10月20日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分		負担割合等
管理運営経費		100分の10は均等割により、100分の90は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
建設経費	火葬場整備事業に係る用地取得費及び整備費	火葬炉の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	施設整備基金積立金（決算剰余金の積立てを除く。）	葬儀式場の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、火葬場利用分は、火葬炉の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。 葬儀式場利用分は、葬儀式場の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改正案		現行	
別表（第13条関係）		別表（第13条関係）	
区分	負担割合等	区分	負担割合等
管理運営経費	100分の10は均等割により、100分の90は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。	管理運営経費	100分の10は均等割により、100分の90は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により組織区にあん分する。 <u>ただし、斎場が開場するまでの間は、全額を均等割により組織区にあん分する。</u>
建設経費	火葬場整備事業に係る 用地取得費及び整備費		
	火葬炉の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。		
	施設整備基金積立金（決算剰余金の積立てを除く。）	葬儀式場の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。	
地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、 <u>火葬場利用分は、火葬炉の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。</u> <u>葬儀式場利用分は、葬儀式場の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。</u>	地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、 <u>それぞれ利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。以下この欄において同じ。）により、組織区にあん分する。ただし、斎場開業会計年度から起算して3会計年度までは利用圏域割（斎場との距離が5キロメートル以内、5キロメートルを超え10キロメートル以内及び10キロメートルを超えるものに分けた場合に係る組織区の面積分布と他の斎場との距離が5キロメートル以内及び5キロメートルを超えるものに分けた場合に係る組織区の面積分布の組合せに基づく指数により利用を想定し、補正した割合をいう。以下同じ。）により、組織区にあん分するものとし、その割合は、次のとおりとする。</u> <u>港区 11パーセント</u> <u>品川区 17パーセント</u> <u>目黒区 6パーセント</u> <u>大田区 51パーセント</u> <u>世田谷区 15パーセント</u> <u>なお、利用圏域割によりあん分した組織区の負担金は、斎場開業会計年度から起算して3年を経過した会計年度に係る利用実績割を適用して、調整する。</u>

改正案		現行	
別表（第13条関係）		別表（第13条関係）	
区 分	負担割合等	区 分	負担割合等
削除	削除	その他	<u>建設工事等（用地取得及び建築設計委託を含む。）に係る契約金額（以下「契約金額」という。）の100分の10は均等割により、100分の5は人口割により、契約金額から地方債、均等割分及び人口割分を除いた額は利用圏域割により、組織区にあん分する。ただし、人口割による組織区の割合は平成10年1月1日現在の人口（住民基本台帳登録者数及び外国人登録者数）に基づき、次のとおりとし、また、利用圏域割による組織区の割合は、地方債の元利償還金に係る利用圏域割の割合を使用する。</u> <u>港 区 8パーセント</u> <u>品川区 15パーセント</u> <u>目黒区 11パーセント</u> <u>大田区 30パーセント</u> <u>世田谷区 36パーセント</u>
付 則（平成11年10月20日東京都知事許可） 1 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。 2 第10条第1項の規定により管理者が互選されるまでの間は、大田区長を管理者とする。 付 則（平成16年11月24日届出） この規約は、平成16年12月1日から施行する。 付 則（平成19年3月27日都知事許可） （施行期日） 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、東京都知事の許可のあった日から施行する。 （経過措置） 2 この規約の施行の際現に管理者の属する組織区において在職する収入役（以下「組織区収入役」という。）が、その任期中に限り、なお従前の例により在職する場合には、組織区収入役をもって会計管理者に充てる。 3 この規約の東京都知事の許可のあった日からこの規約の施行日の前日までの間に、収入役が欠けた場合には、臨海部広域斎場組合規約第10条第1項の規定にかかわらず、収入役を互選しないことができる。この場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第170条第5項の規定により定めて置いた者がその職務を代理するものとする。 <u>付 則（平成31年 月 日東京都知事届出）</u> <u>この規約は、平成31年4月1日から施行する。</u>	付 則（平成11年10月20日東京都知事許可） 1 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。 2 第10条第1項の規定により管理者が互選されるまでの間は、大田区長を管理者とする。 付 則（平成16年11月24日届出）この規約は、平成16年12月1日から施行する。 付 則（平成19年3月27日都知事許可） （施行期日） 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、東京都知事の許可のあった日から施行する。 （経過措置） 2 この規約の施行の際現に管理者の属する組織区において在職する収入役（以下「組織区収入役」という。）が、その任期中に限り、なお従前の例により在職する場合には、組織区収入役をもって会計管理者に充てる。 3 この規約の東京都知事の許可のあった日からこの規約の施行日の前日までの間に、収入役が欠けた場合には、臨海部広域斎場組合規約第10条第1項の規定にかかわらず、収入役を互選しないことができる。この場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第170条第5項の規定により定めて置いた者がその職務を代理するものとする。		

臨海部広域斎場組合規約

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 組合の議会（第 5 条—第 8 条）
- 第 3 章 組合の執行機関（第 9 条—第 12 条）
- 第 4 章 組合の経費（第 13 条）
- 第 5 章 雑則（第 14 条）

付則

第 1 章 総則

（組合の名称）

第 1 条 この組合は、臨海部広域斎場組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、港区、品川区、目黒区、大田区及び世田谷区（以下「組織区」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、火葬場及びこれに併設する葬儀式場（以下「斎場」という。）の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、東京都大田区東海一丁目 3 番 1 号に置く。

第 2 章 組合の議会

（組合議会の設置）

第 5 条 組合に組合議会を置く。

（組合議会の議員の定数及び選出）

第 6 条 組合議会の議員の定数は、5 人とし、組織区から各 1 人を選出する。

2 組合議会の議員は、組織区の議会の議長の職にある者をもって充てる。

3 前項の議長の職にある者が欠けたときは、当該組織区の議会の副議長の職にある者をもって充てる。

4 組織区の長は、その議会の議長（前項の規定により、副議長の職にある者が組合議会の議員となる場合にあっては、副議長）に異動があったときは、直ちにその結果を管理者に通知しなければならない。

（組合議会の議員の任期）

第 7 条 組合議会の議員の任期は、組織区の議会の議長（前条第 3 項の規定により、副議長の職にある者が組合議会の議員となる場合にあっては、副議長）の職にある期間とする。

（議長及び副議長）

第 8 条 組合議会は、組合議会の議員のうちから議長及び副議長を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議会の議員の任期による。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

第 3 章 組合の執行機関

（管理者等の設置）

第 9 条 組合に管理者 1 人及び副管理者 2 人を置く。

2 前項に定めるもののほか、会計管理者 1 人を置く。

（管理者等の選出、任期等）

第 10 条 管理者及び副管理者は、組織区の長のうちから互選する。

2 管理者及び副管理者の任期は、組織区の長の職にある期間とする。

3 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、管理者があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

4 会計管理者は、管理者の属する組織区の会計管理者をもって充てる。

(事務局)

第11条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置き、管理者が任免する。
- 3 前項に規定する職員の定数は、条例でこれを定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員3人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者のうちから2人、組合議会の議員のうちから1人を選任する。
- 3 代表監査委員は、監査委員の合議によって定める。
- 4 監査委員の任期は、2年とする。ただし、組合議会の議員のうちから選任された者にあつては、当該議員の任期による。

第4章 組合の経費

(組合の経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 使用料収入
 - (2) 組織区の負担金
 - (3) 地方債
 - (4) その他
- 2 前項第2号に規定する組織区の負担金の額は、組合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。

第5章 雑則

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合議会の議決を得て、管理者が定める。

付 則 (平成19年3月27日都知事許可)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規約の施行の際現に管理者の属する組織区において在職する収入役(以下「組織区収入役」という。)が、その任期中に限り、なお従前の例により在職する場合においては、組織区収入役をもって会計管理者に充てる。
 - 3 この規約の東京都知事の許可のあつた日からこの規約の施行日の前日までの間に、収入役が欠けた場合においては、臨海部広域斎場組規約第10条第1項の規定にかかわらず、収入役を互選しないことができる。この場合においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定において準用する同法第170条第5項の規定により定めて置いた者がその職務を代理するものとする。

付 則 (平成16年11月24日届出)

この規約は、平成16年12月1日から施行する。

付 則 (平成11年10月20日東京都知事許可)

- 1 この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。
- 2 第10条第1項の規定により管理者が互選されるまでの間は、大田区長を管理者とする。

付 則 (平成16年11月24日届出) この規約は、平成16年12月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月27日都知事許可)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に管理者の属する組織区において在職する収入役（以下「組織区収入役」という。）が、その任期中に限り、なお従前の例により在職する場合においては、組織区収入役をもって会計管理者に充てる。
- 3 この規約の東京都知事の許可のあった日からこの規約の施行日の前日までの間に、収入役が欠けた場合においては、臨海部広域斎場組規約第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、収入役を互選しないことができる。この場合においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 170 条第 5 項の規定により定めて置いた者がその職務を代理するものとする。

別表 （第 13 条関係）

区 分		負担割合等
管理運営経費		100 分の 10 は均等割により、100 分の 90 は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により組織区にあん分する。ただし、斎場が開場するまでの間は、全額を均等割により組織区にあん分する。
建設経費	地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、それぞれ利用実績割（前 3 会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。以下この欄において同じ。）により、組織区にあん分する。ただし、斎場開業会計年度から起算して 3 会計年度までは利用圏域割（斎場との距離が 5 キロメートル以内、5 キロメートルを超え 10 キロメートル以内及び 10 キロメートルを超えるものに分けた場合に係る組織区の面積分布と他の斎場との距離が 5 キロメートル以内及び 5 キロメートルを超えるものに分けた場合に係る組織区の面積分布の組合せに基づく指数により利用を想定し、補正した割合をいう。以下同じ。）により、組織区にあん分するものとし、その割合は、次のとおりとする。 港 区 11 パーセント 品 川 区 17 パーセント 目 黒 区 6 パーセント 大 田 区 51 パーセント 世田谷区 15 パーセント なお、利用圏域割によりあん分した組織区の負担金は、斎場開業会計年度から起算して 3 年を経過した会計年度に係る利用実績割を適用して、調整する。
	その他	建設工事等（用地取得及び建築設計委託を含む。）に係る契約金額（以下「契約金額」という。）の 100 分の 10 は均等割により、100 分の 5 は人口割により、契約金額から地方債、均等割分及び人口割分を除いた額は利用圏域割により、組織区にあん分する。ただし、人口割による組織区の割合は平成 10 年 1 月 1 日現在の人口（住民基本台帳登録者数及び外国人登録者数）に基づき、次のとおりとし、また、利用圏域割による組織区の割合は、地方債の元利償還金に係る利用圏域割の割合を使用する。 港 区 8 パーセント 品 川 区 15 パーセント 目 黒 区 11 パーセント 大 田 区 30 パーセント 世田谷区 36 パーセント